

## ○銀行法に基づく電子決済等代行業に係る表示

銀行法第五十二条の六十一の八第一項等の規定に基づく当社の営む電子決済等代行業について明らかにする事項、及び銀行法第五十二条の六十一の八第二項等の規定に基づく金融機関が営む業務との誤認を防止するための情報提供は次のとおりとなります。

### 1. 電子決済等代行業者の商号及び住所

商号 トラボックス株式会社

住所 東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー12F

### 2. 電子決済等代行業者の権限に関する事項/誤認を防止するための情報

当社は、電子決済等代行業者であり、当社と提携する金融機関に預金口座を開設している預金者より委託を受けて、当該預金者から、当該口座の資金を移動させる為替取引を行うことの指図を受け、当該提携金融機関に対して当該指図を伝達し、当該提携金融機関に為替取引を実施させるサービスを行います。

当社が実施する電子決済等代行業者としての業務は、当社が単独で実施しており、金融機関が行うものではなく、また、当社は金融機関を代理して当該業務を行うものではありません。

### 3. 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

当社は、電子決済等代行業の実施に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、当社の利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、当社の利用規約にしたがい、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当社は、当社と提携する金融機関が定める口座不正使用補てん規定(個人のお客さま)及び口座不正使用補てん規定(事業者のお客さま)に定める補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行うものとします。

### 4. 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

トラボックス株式会社

電話番号：0120-203-058

営業時間：9:00～17:00 時間受付 / 土日祝日以外

### 5. その他内閣府令等で定める事項

(1) 電子決済等代行業の登録番号：関東財務局長（電代）第137号

(2) 電子決済等代行業該当サービスの手数料：契約書において定めており、契約時には当該取扱いの説明を行います。

- (3) 電子決済等代行業該当サービスにおける決済指図に係る為替取引の上限額：  
電子決済等代行業者として提供する Finto 請求振込の「Finto 口座振込」は  
振込 1 件あたりの手数料 0 円～240 円/件  
(銀行間の振込手数料の額やキャンペーンの実施などの状況により変動しますが、弊社サービスの手数料の上限は 240 円としております。)
- (4) 契約期間及び中途解約時の手数料等の取扱い：  
契約期間の定めはありません。利用者は中途解約（以下「退会」という。）を希望する場合、退会を希望する月の初日から 10 営業日目までに（退会を希望する月の初日は 10 営業日に算入しないものとします。）、退会の旨を当社に通知します。なお、退会時に未処理の振込依頼や未払いの利用料金がある場合、本会員は当社の指示に従い、これらを速やかに処理又は支払うものとします。
- (5) 利用者に係る識別符号の取得有無：  
当社は、電子決済等代行業の実施にあたり、お客様に係る識別符号等（銀行が発行するインターネットバンキングの ID 及びパスワード）の取得を行いません。